

平成27年度 第1四半期退職給付金積立金運用報告

平成27年8月3日第57回資産運用委員会が開催され、平成27年6月末日現在(平成27年度第1四半期)の本会退職給付金積立金の運用報告が行われました。

第1四半期は、国内債券を除く国内株式、外国株式、外国債券がプラスの収益率となり、ベンチマークを下回ったものの、資産全体で、プラス0.46%の収益率となり、堅調な運用となりました。

平成27年度第1四半期の運用結果は、つぎのとおりです。

資産区分	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	その他	計
基準						
簿価	2,260	21,602	2,353	1,297	155	27,667
時価	3,783	22,499	3,876	1,673	155	31,986
評価損益(時価-簿価)	1,523	897	1,523	376	0	4,319
収益率	5.82%	△0.47%	1.15%	0.36%	0.01%	0.46%
ベンチマーク収益率	5.84%	△0.20%	2.28%	0.67%	0.02%	0.68%
超過収益	△0.02%	△0.27%	△1.12%	△0.31%	△0.01%	△0.23%
時価による配分比	11.8%	70.34%	12.1%	5.2%	0.5%	100.0%

※収益率…平成27年4月から平成27年6月まで
 ※ベンチマーク収益率…市場の標準値
 ※超過収益…収益率-ベンチマーク収益率
 ※簿価…購入価格、取得価額に利益を加算した額
 ※時価…一定の期日をもって売却したと仮定した場合の売却価格
 ※評価損益…含み損益のことであり、一定の期日をもって売却したと仮定した場合の簿価額との差

また、平成26年度末の退職給付金積立金にかかる「信託財政決算」が、つぎのとおり、報告されました。保有率は113%となりました。

信託受益権	32,422,287,451円	支払備金	601,611,939円
未収拠出金	315,413,602円	責任準備金	28,350,580,977円
		剰余金	3,785,508,137円
合計	32,737,701,053円	合計	32,737,701,053円

※信託受益権…年金信託の純資産額です。
 ※未収拠出金…当期中に払込期日が到来していながら、まだ払込まれていない拠出金の合計額です。
 ※支払備金…当期末までに支払われるべき年金、一時金のうちまだ支払われていない金額です。
 ※責任準備金…年金制度に定めた給付を支障なく行うために当期末現在で数理計算上確保されなければならないとされる金額です。

お知らせ

○共済会のしおりP43の「ジャンボカラオケ広場」の優待券は、切り取ってお使い頂くか、冊子ごと持参し、該当店舗で提示し、お使い下さい。

幹旋報告



ジェフグルメカード 補助幹旋の報告

	幹旋セット数	幹旋金額	ご利用(購入)施設
申込	26,272 セット	105,088,000 円	1,173 施設 (1,987 施設中)

次回の募集は11月を予定しております。

従事者激励会 招待の報告

定員	申込	当選倍率
1,000 人	362 施設 2,268 人	2.2 倍

介護費用見舞金の申請について

共済会では、ご家族の介護に関する給付事業を行っています。
 申請がまだの方は下記をご覧の上、申請してください。



- 介護費用見舞金 …… 一律5万円
- 介護費用助成金 …… 5万円限度内で実額

この見舞金・助成金は、要介護対象者の年齢にかかわらず、その介護にあたる会員に給付するものです。
 会員資格取得後、親族(2親等以内)が新たに要介護状態になったときに給付される。
 介護対象者(2親等以内) : 祖父母・義祖父母・父母・義父母・兄弟姉妹・義兄弟姉妹・子・孫

要介護状態とは(年齢に関係なく)

傷害、疾病、精神障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする **A** 又は **B** の状態。

- ◇要介護状態A …公的介護保険制度に基づく要介護3以上程度の認定を受けた状態。
 - ・平成23年4月2日以後の要介護認定日であること。
 - ・入会日以後に要介護の原因となる傷害や疾病があること。
- ◇要介護状態B …別に定める状態。
 (詳細は、同封のご案内をご覧ください。また共済会ホームページでもご確認頂けます。)

まずは…

介護費用見舞金給付の対象であるか否か不明な場合においても、同封の『介護費用見舞金給付・事前報告書』に必要事項をご記入の上、共済会までFAX等でご提出下さい。

ご提出後、請求の可否を回答致します。

本請求は、その後からになります。※本請求時には施設長の承認が必要です。

『介護費用見舞金給付・事前報告書』は、大阪民間共済会ホームページからダウンロードできます。

給付金請求にあたってのご注意

「介護費用見舞金給付・事前報告書」をご提出頂きましたら、事務代行である大阪府社会福祉協議会からお電話をし、確認致します。大阪府社会福祉協議会のご案内に従ってください。

「要介護状態」の証明については、所定の様式による医師の診断書をご提出いただきます。

※なお、平成23年4月2日以降、新たに要介護3以上に認定された場合においては、公的介護保険の認定を証明する書類(介護保険被保険者証のコピー)を、医師の診断書に替えることもできます。内容により、住民票(本人及び家族分)をご提出頂く場合があります。

親族が2親等以内であることの確認には、戸籍謄本(写)をご提出いただきます。

給付を受けることができるのは、同一介護対象者につき1回限りとなります。

★ご注意下さい 発病時期と共済会入会時期について
 介護が必要となった傷病の発病時期が共済会の入会日より以前の場合は対象となりません。